

## (2) 対北朝鮮政策

(長期)基本政策

(中期)施策

(短期)事業

日朝間の諸懸案を解決し  
わが国と北東アジア地域  
の平和と安全に寄与する  
形での日朝国交正常化

4 日朝間における取組・・・・・・・・・・個別事業群

5 多数国間等における取組・・・・・・・・・・個別事業群

### 【基本政策の意義】

対北朝鮮政策において、わが国は、日朝平壤宣言に基づき、核問題、ミサイル問題及び拉致問題等、北朝鮮を巡る諸問題を包括的に解決した上で、北東アジア地域の平和と安定に資するような形で日朝国交正常化を実現するという一貫した基本方針を維持してきている。この基本的な方針を効果的に実施していくため、日朝間における取組及び六者会合、日米韓非公式実務者協議等の多数国間における取組等を実施。

### 【基本政策と中期施策との関係】

上記の取組を通じて、平和的・外交的方法で問題を包括的に解決していくことを目指し、米韓等の関係国と緊密に連携・協力しつつ、粘り強く北朝鮮側に働きかけてきた結果、平成 15 年 8 月末には第一回六者会合、平成 16 年 2 月には第二回六者会合がともに北京において開催された。特に第二回会合では、核廃棄の範囲やウラン濃縮計画の有無につき六者間の立場の差は残されたものの、朝鮮半島の非核化が共通の目標であること、本年の 6 月末までに北京で第三回会合を開催すること等で一致した。また本年 2 月の日朝ハイレベル協議や第二回六者会合の際の日朝接触の際には、拉致被害者家族の早期無条件帰国、10 名の安否不明者の真相究明を求め、今後の政府間協議の継続で合意。

### 【有識者の意見等】

朝日新聞の船橋洋一氏は、日朝正常化は戦略的な意義をもちうるとして、次のように述べている(平成 15 年 9 月 18 日「朝日新聞」)。「(日朝正常化は、)恐らく今後 10 年、15 年という長期的な北東アジアの平和と安定構想の一つの軸足と見なすべきだろう。日朝正常化は、1, 朝鮮半島の非核化の維持と軍縮・軍備管理の推進、2, 北東アジアの平和と安定を保障するための多角的枠組みの形成、3, 日本が 1 と 2 を進める上で求められる安定・緩和作用の当事者、建設者となること、である。」

## 4 日朝間における取組

評価責任者	アジア大洋州局北東アジア課長 伊藤 直樹
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 24 日

### 1. 【評価を行う目的】

日本外交の最重要課題の一つである対北朝鮮政策のうち、日朝間における取組の概要等を示すことにより、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすことを目的とする。

### 2. 【施策の目的と背景、施策の概要】

北朝鮮を巡る諸問題に関し、わが国としては、日朝平壤宣言に基づき、核問題、ミサイル問題及び拉致問題等、北朝鮮を巡る諸問題を包括的に解決した上で、北東アジア地域の平和と安定に資するような形で日朝国交正常化を実現するというのが一貫した基本方針である。この基本方針に基づき、わが国は、北朝鮮側に対し諸問題の解決に向けた誠実で前向きな対応を粘り強く求めてきている。

特に 8 月末に北京で開催された六者会合の際、日朝間で接触がもたれ、北朝鮮側から、拉致問題を含めた日朝間の問題は、日朝平壤宣言に則って一つ一つ解決していきたい旨の発言があった。その後、わが国は北朝鮮側に対し、日朝間の諸問題の解決に向け政府間協議の開催を強く働きかけていたが、その結果、平成 16 年 2 月には田中外務審議官、藪中アジア大洋州局長らが訪朝、日朝ハイレベル協議が行われ、また第二回六者会合の際にも、日朝政府間での協議が行われた。両協議において、日本側からは、特に拉致問題の解決の重要性を指摘し、被害者家族全ての無条件帰国及び安否不明の被害者 10 名について真相究明を強く求めたのに対し、北朝鮮側からは、5 名の拉致被害者をまず北朝鮮に戻すことが先決である、また、子供達の意味確認も必要である、真相究明の問題は解決済みである等従来の立場を繰り返した。

両協議においては、具体的な成果を見るには至らなかったが、双方共に、日朝平壤宣言に基づき諸懸案を解決する必要性は認め、政府間協議を継続することを申し合わせた。わが国としては問題の解決を図るべく、引き続きの努力をしていく。

### 3. 【施策の評価の観点と効果の把握】

#### (1) 必要性

核問題、ミサイル問題及び拉致問題等北朝鮮を巡る諸問題はわが国民の安全に直接関わる極めて重要な問題である。またこの問題は地域及び国際社会全体の平和と安定に関わる問題でもあり、問題の平和的・外交的解決は日本国民及びわが国の直接的な利益となるのみならず、国際社会全体の利益に大きく寄与するものである。

この問題は、わが国の安全保障に直接関わるものであり、外務省設置法 3 条に規定されている「平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする」という当省の任務に合致するものであり、外務省が実施、主導する必要がある。

## (2) 有効性

8月の六者会合に際しては日朝間での接触でのやりとりにおいて、日朝間の問題は日朝平壤宣言に基づいて一つ一つ解決していきたいとの北朝鮮側発言を引き出した。これを受け、わが国として、北朝鮮側に対し、拉致問題等に関する話し合いの場の設定を求め、政府間協議の開催を求めていたところ、平成16年2月に日朝ハイレベル協議、第二回六者会合の際の日朝政府間協議が実現した。両協議では具体的な成果を得られなかったものの、政府間協議の継続を双方で申し合わせており、今後とも引き続き問題の解決を図るべく、北朝鮮側への働きかけを含め、引き続き努力していく。

## (3) 優先性

日朝間での取組による諸問題の解決は、国民の安全に直接関係する問題として、国民からも強く求められているところであり、問題解決に向け不可欠のものとして、優先的に実施されるべきものとする。

## 4. 【評価の結果】

(1) **施策の継続** (2) **施策の改善・見直し** (3) **施策の廃止、中・休止** (4) **その他**

日朝間の問題は未だ解決されておらず、今後も平和的・外交的方法によって問題の包括的解決を図る必要があるところ、施策を継続していく必要がある。

## 5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。

## 6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

これまでの日朝間のやりとりに係る在外公館との連絡・報告、立案した政策方針等

## 7. 【備考・特記事項】

北朝鮮を巡る諸問題を包括的に、平和的・外交的解決を図るには、中・長期的な視野が必要であり、短時間で結果が出るものではないということに留意する必要がある。

日朝間の取組に関しては、外務省が中心となり、必要に応じて関係省庁と緊密に連携をとりながら実施をしてきている。また拉致問題に関していえば、同問題の解決のためには国際社会の理解と協力が不可欠であるところ、二国間会談、多国間会談等様々な機会を捉え、各国に対しこの問題に対する理解と協力を繰り返し訴えてきた。その結果、各国からこの問題に対する理解と協力が繰り返し表明され、着実に効果が表れつつある。別途のより少ない資源の投入で同等の効果が上がったとは想定し難い。

## 5 多数国間等における取組

<b>評価責任者</b>	アジア大洋州局北東アジア課長 伊藤 直樹
<b>評価実施年月日</b>	平成 16 年 3 月 24 日
<p><b>1. 【評価を行う目的】</b></p> <p>日本外交の最重要課題の一つである対北朝鮮政策のうち、多数国間等における問題解決に向けた取組の概要等を示すことにより、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすことを目的とする。</p> <p><b>2. 【施策の目的と背景、施策の概要】</b></p> <p>核問題、ミサイル問題等、北朝鮮を巡る諸問題はわが国の安全保障や北東アジア地域、ひいては国際社会全体の平和と安定にとって、不安定要因となっている。北朝鮮を巡る諸問題を平和的・外交的に解決していくことは、この地域の平和と安定のためには不可欠であり、わが国の国益に適っている。問題解決のためには、日朝間の問題解決に向けた取組に加え、米国、韓国をはじめとした関係国、国際機関等と緊密に連携・協力していくことが不可欠である。こういった観点から、わが国は以下の二国間及び多数国間の取組を実施してきた。</p> <p><u>各国首脳会談、サミット等国際社会における外交努力</u></p> <p>(1) 二国間での外交努力</p> <p>日米首脳会談（5月22日～23日、テキサス・クロフォード、10月17日、東京）  日中首脳会談（5月31日、サンクト・ペテルブルグ）  日韓首脳会談（6月7日、東京）  日中非公式局長級協議（7月6日、北京）  福田官房長官訪中（8月9～11日、胡錦濤国家主席、呉邦国全人代常務委員会委員長、温家宝総理と会見）、李肇星中国外交部長訪日（8月10～13日、日中外相会談、小泉総理表敬）。  戴秉国中国外交部副部長訪日（11月12日～16日）  ケリー米国務次官補訪日（11月16日～18日）  藪中アジア大洋州局長による韓国、中国との協議（11月26日～28日、ソウル、北京）  逢沢副大臣訪中（1月7日～9日、唐家セン國務委員、王毅、戴秉国両外交部副部長と会見）  逢沢副大臣訪中（2月22日～23日、李肇星外相、王毅副部長と会見）  日韓外相会談（3月7日～8日、東京）  戴秉国中国外交部副部長訪日（3月14日～15日、東京）</p> <p>(2) 多数国間での外交努力</p> <p>G8 エピアン・サミット（6月1日～3日）  TCOG（北朝鮮問題に関する日米韓3か国調整グループ）（6月12日～13日、ホノルル）  ASEAN 拡大外相会議（6月17日～19日、プノンペン）  第一回六者会合（8月27日～29日、北京）  北朝鮮に関する日米韓非公式実務者協議（7月2日～3日、8月13日、12月4日、ワシントン、9月29～30日、東京、1月21～22日、ワシントン、2月23日、ソウル）  ASEAN+3 首脳会議等（10月7日～8日、インドネシア・バリ）  APEC 閣僚・首脳会議等（10月17日～18日、20日～21日、バンコク）等  日中韓局長級協議（12月29日、ソウル）</p>	

第二回六者会合（2月25日～28日、北京）

今後も、以上のような取組を踏まえ、米国、韓国等の関係国と緊密に連携・協力しつつ、平和的・外交的方法を通じた問題の包括的な解決を図るべく、北朝鮮に粘り強く働きかけていく考えである。

### 3. 【施策の評価の観点と効果の把握】

#### （1）必要性

核問題、ミサイル問題及び拉致問題等北朝鮮を巡る諸問題はわが国国民の安全に直接関わる極めて重要な問題である。またこの問題は地域及び国際社会全体の平和と安定に関わる問題でもあり、問題の平和的・外交的解決は日本国民及びわが国の直接的な利益となるのみならず、国際社会全体の利益に大きく寄与するものである。

この問題は、わが国の安全保障に直接関わるものであり、外務省設置法3条に規定されている「平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする」という当省の任務に合致するものであり、外務省が実施、主導する必要がある。

#### （2）有効性

多数国間による北朝鮮を巡る諸問題への取組は成果を上げつつある。平成15年8月末、平成16年2月と2度にわたり、六者会合が開催されたが、わが国は米国とともに多国間の枠組みでこの問題を解決することが不可欠であると主張してきた。六者会合の開催はこのわが国の主張が結実したものであり、問題解決に向けた一里塚としての重要な成果であると言える。同会合は地域の平和と安定に重大な利害を持つ六者（日・米・韓・中・露・朝）が一堂に会し、北朝鮮の核問題をはじめとする地域の諸懸案に関し、率直に意見交換を行い得る、わが国として極めて重要な枠組みとなっている。特に第二回会合では、関係六者の間で、朝鮮半島の非核化が共通の目標であることを改めて確認し、北朝鮮による、すべての核計画の完全、検証可能かつ後戻りの出来ない廃棄の重要性につき、多くの参加者の間で認識が深まり、一歩前進であった。また、同会合では、本年の6月末までに北京で第三回会合を開催すること、及びその準備のための作業部会を設置することで認識が一致した。今後も問題の平和的・外交的解決のため、今後もこのプロセスの意味ある継続がなされるよう、わが国として外交努力を傾注していく考えである。

#### （3）優先性

多国間の取組は、北朝鮮の核問題、ミサイル問題等を平和的・外交的方法で解決するために、不可欠の取組である。北朝鮮を巡る諸問題は、わが国の安全保障、北東アジア地域の不安定要因となっており、これをこの地域の平和と安定に重大な利害を持つ米国、韓国、中国、そしてロシアといった国々と緊密に連携・協力しつつ解決していくことは、わが国の外交上の最重要課題である。

### 4. 【評価の結果】

(1) **施策の継続** (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

北朝鮮を巡る諸問題は、地域の平和と安定に重大な影響を及ぼす問題であり、核問題、ミサイル問題等の北朝鮮を巡る諸問題を平和的・外交的方法で包括的に解決していくためには、米国、韓国等の関係国との緊密な連携・協力の下、六者会合のプロセス等多国間の取組を継続していくことが必要不可欠である。六者会合のプロセスは非常に貴重であり、今後も問題の平和的・外交的解決のため最も有効な手段として同会合を中心とした多国間の取組を続けていく必要がある。

#### **5 . 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】**

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。

#### **6 . 【政策評価を行う過程において使用した資料等】**

これまでの米韓等の関係国とのやりとりに係る在外公館よりの報告、立案した政策方針等

#### **7 . 【備考・特記事項】**

多国間における取組に関しても、日朝間の取組と同様、外交の効果は中・長期の視点から見る事が不可欠であり、必ずしも短期間で目に見える形として確認できるものではないことに留意する必要がある。施策の実施に当たり、持てる資源を最大限有効に活用し、最大の効果を生み出すよう全力を尽くすことは行政機関として当然の責務であることは疑いのない事実である。実際当課においては、持てる資源を最大限有効に活用し、上で述べた六者会合の開催等、大きな効果が現れている。別途のより少ない資源の投入で同等の効果が上がったとは想定し難い。